四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十九年八月六日（日）

(2)　場所　国立大学法人筑波大学東京キャンパス文京校舎（東京都文京区大塚三丁目二十九番一号）

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十九年十月一日（日）

(2)　場所　国立大学法人筑波大学東京キャンパス文京校舎（東京都文京区大塚三丁目二十九番一号）

○農林水産省告示第九百十二号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）第二条の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十九年五月三十日　　農林水産大臣　山本　有二

一　平成十七年三月二十九日農林水産省告示第五百九十七号（農林水産分野における認定個人情報保護団体の認定等に関する指針を定める件）

二　平成二十七年七月一日農林水産省告示第千六百七十五号（農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部を改正する件）

附　則

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

○経済産業省告示第百三十一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十六条第一項の規定に基づき、経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。なお、平成二十八年経済産業省告示第七十一号（経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件）は廃止する。

平成二十九年五月三十日　　経済産業大臣　世耕　弘成

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

経済産業大臣の所掌に係る法第二章、第四章（第四節を除く。）及び第四章の二に定める権限又は事務のうち、電力・ガス取引監視等委員会事務局長の所掌に係るものについては電力・ガス取引監視等委員会事務局長に、経済産業局長の所掌に係るものについては経済産業局長に、経済産業局の支局長の所掌に係るものについては経済産業局の支局長に、通商事務所長の所掌に係るものについては通商事務所長に、産業保安監督部長の所掌に係るものについては産業保安監督部長に、産業保安監督部の支部長の所掌に係るものについては産業保安監督部の支部長に、産業保安監督事務所長の所掌に係るものについては産業保安監督事務所長に、北陸産業保安監督署長の所掌に係るものについては北陸産業保安監督署長に、それぞれ委任すること。

二　委任の効力の発生する日

平成二十九年五月三十日

○経済産業省告示第百三十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年五月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

名　称	主たる事務所の所在地	登録を更新した年月日
きんでんサービス株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋東三丁目十五番二十三号	平成二十九年五月三十日

○国土交通省告示第五百八十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年五月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5432号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重が15キログラム未満の小児用）	TK－210Ⅰ型	高階救命器具株式会社	表面色の仕様変更及び再帰反射材の追加
第5433号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用）	TK－210C型	〃	表面色の仕様変更、再帰反射材及び笛の追加
第5434号	〃	TK－210Y型	〃	〃

○防衛省告示第九十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年五月三十日　　防衛大臣　稲田　朋美

期　間　平成二十九年六月一日から同年七月二十六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(イ)　北緯三一度〇九分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ウ)　東経一三二度〇一分四三秒　北緯三一度四八分一三秒

(エ)　北緯三一度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三一度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三一度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年五月三十日　　防衛大臣　稲田　朋美

期　間　平成二十九年六月一日から同年七月二十六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。